変更事項 (届出書の区分)	変更事項 (具体例)	提出書類 (指定様式)	添付書類 (任意様式、写し等)	提出期限	備考 (他に必要な手続等)
全ての変更事項につ	ついて共通で必要となる提出書類	・保育所及び特定教育・保育施設の 認可・確認事項変更届	・変更の意思決定が確認できるもの (理事会議事録等)	下記のとお り	・押印不要・メール提出可
施設の名称・所在 地	① 施設の名称	・付表101_施設・事業所		変更から10 日以内	・運営規程の変更 ・債権者登録の変更 ・一時預かり事業変更届
	② 施設の所在地(同一所在地 で表記が変更になる場合)	·付表101_施設·事業所	・変更の内容が確認できるもの(住 居表示の通知等)	変更から10 日以内	・運営規程の変更 ・債権者登録の変更 ・一時預かり事業変更届 ※増改築は⑨に該当
設置者・代表者	③ 設置者の名称	·付表201_事業者	・設置者の履歴事項全部証明書(写 し可)	変更から10 日以内	・運営規程の変更 ・債権者登録の変更 ・一時預かり事業変更届
	④ 設置者の主たる事務所の所 在地	・付表201_事業者	・設置者の履歴事項全部証明書(写し可) ・同一所在地で表記が変更になる場合は、変更の内容が確認できるもの(住居表示の通知等)	変更から10 日以内	・債権者登録の変更 ・一時預かり事業変更届
	⑤ 設置者の代表者の氏名、住所及び職名(代表者は同じで氏名等が変更になる場合)	·付表202_代表者	・設置者の履歴事項全部証明書(写 し可)	変更から10 日以内	・業務管理体制の変更届 ・債権者登録の変更
	⑥ 設置者の代表者	・付表202_代表者 ・付表204_誓約書	・設置者の履歴事項全部証明書(写 し可)	あらかじめ	・業務管理体制の変更届 ・債権者登録の変更
設置者の定款、寄 附行為等及びその 登記事項証明書	⑦ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	・参考様式01_変更事項の新旧対照表 (他の資料で変更箇所がわかる場合 は省略可)	・設置者の定款、寄附行為等(又はインターネット掲載URLを記載したもの) ・設置者の履歴事項全部証明書(写し可)		

変更事項 (届出書の区分)	変更事項 (具体例)	提出書類 (指定様式)	添付書類 (任意様式、写し等)	提出期限	備考 (他に必要な手続等)
施設設備	8 調理室、便所、乳児室又は ほふく室、医務室、保育室 又は遊戯室等の用途、位 置、面積等	・付表103_施設設備 ・付表102_定員・基準調書	・変更前後の図面(面積及び用途が明示されたもの) のである。 のでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	あらかじめ	・乳児室・ほふく室の部屋割く 宮の音に、乳児変・ほん、鬼変更しているのではない場合、居室の年齢別の部屋割ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
		・付表106_保育室等を3階以上に設置する場合の調書			逆も) ・一時預かり事業変更届(一時預かり事業の場所に変更がある場合)
		・付表104_園舎等	ま類のほか、 ・建物の建築確認済証及び検査済証の写し ・建物の全部事項証明書及び使用の権利を証明する書類 ・土地の全部事項証明書及び使用の権利を証明する書類 ・施設の案内図(近隣の交通機関等からの施設までの道順を記載した図面) ・配置図(園舎・園庭等、敷地上の施設・設備の配置状況を記載した図面) ・建物の各階平面図(面積及び用途が明示されたもの) ・立面図	あらかじめ	・検討段階で市に相談してく ださい。 ・一時預かり事業変更届(一 時預かり事業の場所に変更が ある場合)

変更事項 (届出書の区分)	変更事項 (具体例)	提出書類 (指定様式)	添付書類 (任意様式、写し等)	提出期限	備考 (他に必要な手続等)
		【該当する場合 ・付表107_満3歳以上の園児に対する 食事の外部搬入に関する調書	・建物内外主要部分の写真 ・公図(法務局で取得できない場合は不要) ・地積測量図(法務局で取得できない場合は不要) ・他の施設と兼ねる設備の概要がわかる書類 、以下の書類】 ・付表107記載の添付書類		
施設設備				あらかじめ	・確認に係る利用定員(給付 費等の単価に係る利用定員) 関連に係るではなが必要 では、ではが必要 では、ではが必要 でではなが必要 でではなが必要 ででは、では、では、では、ででででででででででででででででででででででででで

変更事項 (届出書の区分)	変更事項 (具体例)	提出書類 (指定様式)	添付書類 (任意様式、写し等)	提出期限	備考 (他に必要な手続等)
施設の管理者	① 施設の管理者の氏名及び住 所(管理者は同じで氏名等 が変更になる場合)	・付表301_管理者		変更から10 日以内	・債権者登録の変更
	② 施設の管理者	・付表301_管理者	・経歴書(様式任意)	あらかじめ	・債権者登録の変更
		·付表204_誓約書			
運営規程	③ 運営規程	・参考様式01_変更事項の新旧対照表 (他の資料で変更内容が確認できる 場合は省略可)	・変更後の運営規程	あらかじめ	・ここdeサーチの更新(利用 者負担額、預かり保育時間、 苦情解決体制等、ここdeサー チに掲載されている事項を変 更した場合)
役員	④ 役員の氏名及び住所(役員 は同じで氏名等が変更にな る場合)	・付表203_役員名簿(同じ内容が記載されている他の資料で代替可)		変更から10 日以内	
	⑤ 役員	・付表203_役員名簿(同じ内容が記載されている他の資料で代替可) ・付表204_誓約書		変更から10 日以内	

^{※ 1} 上記のほか、必要な書類の提出を求めることがあります。

(一時預かり事業を実施している場合)

様式 https://www.city.aomori.aomori.jp/kosodate-shien/ichiji-byoji.html

^{※2} 一時預かり事業変更届は変更から1か月以内に提出してください。